平成２３年（フ）第２３４号
北海道帯広市西20条南４丁目36番２号　島ハイツＣ号室
債務者　齋藤　　優
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１００９号
東京都国立市東３丁目６番地の８国立ホームズ102
債務者　高木　信治
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０３８号
東京都調布市調布ヶ丘３丁目38番地３サンハイム２―202、住民票上の住所埼玉県日高市大字北平沢772番地６
債務者　小松　葉香
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０５２号
東京都八王子市兵衛１丁目４番８号コンフォール103号
債務者　木村美代子（旧姓倉田）
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１４７号
東京都府中市小柳町４丁目13番地の７岩井コーポ202
債務者　中山　禎一
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１５２号
東京都西東京市谷戸町１丁目17番２―707号
債務者　井口　礼子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１４４号
静岡県富士市岩本38番地の16　プランドール岩本Ａ―202号、前住所静岡県富士市松岡262番地の１
債務者　野水　　惠
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月９日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１９４号
沖縄県沖縄市室川１丁目１番16号　宜保アパート２Ｆ伊禮麻紀子方
債務者　糸数　徳光
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１９７号
沖縄県中頭郡読谷村字大木468番地　上原アパート２―１号室
債務者　池間　盛明
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１０２１号
東京都八王子市子安町１丁目54番４号ハイツぴの101号
債務者　橋本　　学
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月17日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０２９号
東京都東村山市廻田町２丁目４番地21レオパレス・グレイス206
債務者　宮本　清秋
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第３７８号
北九州市門司区浜町６番28―505号
破産者　株式会社ＳＧコーポレーション
1　決定年月日　平成23年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１２９７号
札幌市西区西野３条５丁目６番１号
破産者　有限会社エコー楽器
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３９号
群馬県前橋市富田町1483番地の１
破産者　有限会社アイビック
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１７５号
群馬県渋川市赤城町北上野63番地
破産者　有限会社横野畜産
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７３号
千葉県旭市神宮寺2442番地の１
破産者　有限会社石毛防災
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係